

更新申請の記入例（法人）

様式第1（水道法施行規則第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

申請される日付を記入してください。

令和 ○年 ○月 ○日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名

株式会社 奈水協設備
〒630-0122
生駒市真弓2丁目13番1号
代表取締役 水道 協太郎

代表者印

登記簿謄本の記載どおりに記入してください。

代表者の印を押してください。

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
代表取締役 スイドウ キョウタロウ 水道 協太郎	代表取締役から監査役までの役員全部を記入してください。
取締役 スイドウ キョウコ 水道 協子	
取締役 ナシ ミズヒコ 奈支 水彦	
監査役 スイドウ ハナコ 水道 花子	
事業の範囲	管工事業 登記簿謄本の「目的」欄を参考にしてください。
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり 「機械器具調書」に記入してください。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

更新申請の記入例（法人）

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社 奈水協設備
上記事業所の所在地	郵便番号 630-0122 住所 生駒市真弓2丁目13番1号 電話番号 0743-**-**** FAX番号 0743-**-**** メールアドレス
実際に事業を行おうとする事業所の名称・所在地等を記入してください。（表面の「申請者」と同じでも記入する。）	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水道 協太郎	第 12345 号
水道 協子	第 67890 号
「給水装置工事主任技術者免状」を参考に記入してください。	

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
奈良県では事業所ごとに申請するので使用しません。	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

申請される日付を記入してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者

様式第1の表面の「申請者」欄と同じものとなります。

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社 奈水協設備
生駒市真弓2丁目13番1号
代表取締役 水道 協太郎

代表者印
印

代表者の印を押してください。

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

申請される日付を記入してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV (13~150mm用)	1	
	塩ビカッター	VC40	3	
	塩ビカッター	VC20	3	
	ロータリバンドソー	CB18F	1	
	電子パーソー	CR12V	2	
管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	1/2~11/2インチ	2	
	やすり	300平型判丸型	3	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13mm~100mm	1	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	2	
	電動式テスト	T30K	1	
<p>上記はあくまで参考です。これ以外のもので結構です。各「種別」の「名称」欄に記入する項目は、最低1項目です。 なお、金切りのこ、やすり、パイプねじ切り器、トーチランプ、パイプレンチは必須項目です。</p>				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

更新申請の記入例（法人）

氏名又は名称 **株式会社 奈水協設備**
 郵便番号、住所 **〒630-0122
 生駒市真弓2丁目13番1号**
 代表者氏名 **代表取締役 水道 協太郎**
 電話番号 **0743-**-******

代表者の印を押してください。

代表者印

水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： 可 不可）
平成30年 1月 23日 ・ 未受講 未受講の理由（非公開）

未受講の理由を記入。

夜間・休日等の修繕対応時間など、
 記入内容は、水道事業者が判断。

指定給水装置工事事業者の業務内容

① 休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： 可 不可）
 休業日： **日曜日、正月3が日
 GW、連休** 営業時間：**8時～17時** 修繕対応時間：**8時～17時
 17時以降は要相談**

② 漏水等修繕対応の可否（公表： 可 不可）
 （詳細な内容を記入することも可能です。）
 屋内給水装置の修繕（ 可・ 否） 埋設部の修繕（ 可・ 否）
 その他（

漏水時の修繕対応の可否や、その他欄を利用して夜間・休日等の対応についての可能。

③ 対応工事種別（新設・改造 等）（公表： 可）
 （該当部に○をつけて下さい。）
 配水管からの分岐 ～ 水道メーター（ 新設 改造）
 水道メーター ～ 宅内給水装置（ 新設 改造）

④ その他（公表： 可 不可）
緊急連絡先 0*0-**-******

その他の欄は、緊急時の連絡先など、各事業所独自の確認に利用。

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いいたします。

不可の場合は、非公開を希望として掲載しない。

更新申請の記入例（法人）

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

過去5年以内の受講の有無。

受講者名については、公表対象とする。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 協太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成29年7月20日
奈支 水彦	自社内研修 ○○に関する業務研修	平成29年7月23日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

自社内研修の場合は申し出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印は求めない。

e-ラーニング、現地研修会で実施した場合、修了証や終了年月日が明示されたもの（主任技術者証）の写しなどで確認可能。

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

可の場合は、公表を可能としていることから掲載する。

更新申請の記入例（法人）

過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

工事を施行しない場合はチェック欄に✓点

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	記載名については、公表対象外とする。		有しているか(○×を記入)	工事年度
	過去1年以内の工事業	過去1年以内の工事業	保有している資格等※	
水道 協太郎	○	○	講習会修了者	H30
奈支 水彦	○	○	検定会合格者	H30
社員A	○	×		H30
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への)				
可 <input type="radio"/> 不可 <input checked="" type="radio"/>				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

雇用関係または下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入する。
※氏名については、公表対象外とする。